

韓国で花開くローファーム内公益活動 ～法務法人太平洋と財団法人東泉の取組の紹介とあわせて～

第二東京弁護士会会員

金 昌浩

Kim, Changho¹⁾

1 韓国における弁護士の公益活動義務の概況

韓国では、2000年に弁護士法が改正され、年間一定時間以上の公益活動²⁾の実施が義務化された。これを受け、大韓弁護士協会（以下「大韓弁協」という。）及び各地方弁護士会の公益活動等に関する規程では、年間20時間ないし30時間の公益活動が義務化されている。

また、韓国では、弁護士法人や弁護士組合等に所属する弁護士が、当該法人や組合に所属する弁護士全員のために行った公益活動、及び、当該法人や組合が公益活動を行うものとして指定した公益活動実施弁護士が遂行した公益活動は、他の構成員の公益活動として配分することができる³⁾。

2 韓国のローファーム内公益活動の発展の経緯

韓国でも、日本同様に大型ローファームが増加しており、2017年3月31日時点で、所属弁護士数が100名を超える法律事務所は9つに上る。

2000年代前半までは、韓国のローファーム内

の弁護士の公益活動は、所属弁護士個人に委ねられ、ファームとしての体系的な取組は存在しなかったが、2000年代中盤以降、ファームの規模が拡大する中で、物的・人的な余裕があるファームが増加し、公益活動をファーム主導で体系的に実施する動きが出てきた⁴⁾。2008年からは、8大ファームの中で公益活動に従事する弁護士の懇談会が開催されるようになり、2009年には、法務法人太平洋（以下「太平洋」という。）が、公益活動を専門に行う財団法人東泉（以下「東泉」という。）を設立し、公益活動専業弁護士を初めて採用した。この頃から、公益活動委員会を設置したり、公益活動専業弁護士を採用したり、公益活動に特化した法人を設立するファームが増えた⁵⁾。

ローファーム内公益活動は、ファーム外からも注目を集め、2013年には大韓弁協が、ローファーム公益活動評価指標を公表した⁶⁾。同年からは、毎年大韓弁協が授与する公益活動大賞にローファーム部門が新設され、模範的な公益

1) 2017年3月31日現在、法務法人太平洋にて研修中。

2) 大韓弁協の公益活動規程は、公益活動を以下のとおり定義している：①市民の権利と自由又は公益のため、若しくは、経済的弱者を助けるために行われる慈善団体、宗教団体、社会団体、市民運動団体、及び、教育機関等公益的性格を持った団体に対して、無料又は相当に低廉な費用により法律サービスを提供する活動、並びに、上記の公益的団体の委員又は常勤者としての活動のうち本会又は地方弁護士会が公益活動と認定したもの、②本会又は地方弁護士会の委員、又は、委員会の委員としての活動、③本会又は地方弁護士会が指定する法律相談弁護士としての活動、④本会又は地方弁護士会が指定する公益活動プログラムにおける活動、⑤国選弁護人又は国選代理人としての活動、⑥法令等に基づき、官公署から委嘱された事項に関する活動（但し、相当な報酬を受け取る場合を除外）、⑦個人のための無料弁護等の法律サービスの提供行為、又は、立法研究等法律支援活動の中で公益的性格を持つものとして本会又は地方弁護士会が認めた活動、⑧本会又は地方弁護士会が設立した公益財団に対する寄付行為。

3) なお、ソウル弁護士会では、年間20時間の公益活動が義務化されているが、そのうち、一人の弁護士が他の弁護士から配分を受けられる公益活動時間は年間10時間に制限されている。そのため、弁護士法人や弁護士組合等の所属弁護士が他の弁護士から配分を受ける場合にも、最低年間10時間は自ら公益活動を実施しなければならない。

4) 韓国弁護士からのヒアリングによれば、2006年の大韓弁協の公益活動規程の改定により、同じローファームに所属する弁護士内で公益活動時間を配分できるようになったことも、ローファームが公益活動を組織化する大きな要因になったという。

5) ローファームが、公益活動を行う財団法人や社団法人を別途設立する理由としては、これらの法人に対するローファーム又は各所属弁護士の寄付が、寄付金控除の対象になるという税制上の理由もある。

6) IBA（国際法曹協会）やABA（アメリカ法曹協会）等において作成された指標を踏まえて作成され、公益活動委員会・公益活動規程・公益活動専門弁護士の有無、総公益活動時間、公益活動予算、20時間以上の公益活動に従事した弁護士の比率等合計28項目から構成される。

活動を実施するローファームを表彰している。

こうした活動の結果、2016年11月現在、韓国の11大ローファームでは、(i) 9か所が公益活動委員会を設置、(ii) 7か所が公益活動を専門に行う法人を設置、(iii) 7か所が公益専業弁護士を採用、(iv) 6か所が公益活動担当事務職員を採用、(v) 9か所が公益活動時間をピラブルアワー⁷⁾に算入（ただし、うち3か所は認定にあたって内部協議が必要。）、(vi) 7か所が弁護士の昇進や報酬等においてプロボノ活動をプラスに考慮、(vii) 9か所が公益活動報告書を発刊、(viii) 8か所が大韓弁協の公益活動指標に基づく自己評価を公表、している⁸⁾。

3 太平洋と東泉の活動を例にとって

太平洋は、300名以上の弁護士が所属する韓国を代表する大型ローファームの一つであり、韓国に進出した日本企業のクライアントも多い。

同時に、太平洋は、2002年に公益活動委員会を設立し、2009年には公益活動を専門に行う財団法人「東泉」を設立するなど、ローファーム内公益活動の普及を先導してきた。

太平洋の公益活動委員会は、難民、移住外国人、社会的企業、障がい者、北韓/脱北者、女性/青少年、福祉の7つの分科会に分かれ。所属弁護士は、希望する分科会に参加でき⁹⁾、個別事件における法的支援や、立法制度改善に向けた調査・報告活動等を行っている。太平洋の公益活動規程では、公益活動時間をピラブルアワーとして計算することが認められている。2016年に発刊された太平洋・東泉の公益活動報告書では、何らかの公益活動に従事した弁護士は278人、そのうち20時間以上公益活動に従事

した弁護士が170名、所属弁護士の公益活動時間総計は15,093時間に上るとされる。

公益活動委員会が機能するための、コーディネーション機能を果たすのが東泉である。2017年3月31日時点で、東泉には、4名の常勤弁護士及び4名の常勤事務職員が在籍している¹⁰⁾。ローファーム内の弁護士は、公益活動を行う意欲があっても普段は多忙なため、公益活動の機会に巡り合うのが難しい。東泉の常勤弁護士は、様々な分野のNGOとネットワークを構築しながら、法的ニーズをくみ上げ、公益活動委員会につなげる役割を果たしている。

また、太平洋では、太平洋公益人権賞を2010年に設立して毎年NGO団体を選出・表彰している他、所属弁護士向けに、外部講師を招いた人権講演会や、人権問題を取り扱った映画の上映会を開催するなどの取組を行っている。

4 日本への示唆

日本のローファームにも自発的に公益活動に従事する弁護士はいるものの、公益活動を行うか否かは各所属弁護士に委ねられ、ピラブルアワーへの算入や勤務評価等でのプロボノ活動の肯定的評価といったローファームからの組織的サポートはほとんど得られていない。また、公益活動のコーディネーションを専門に行う弁護士を雇用したり、公益活動報告書を発刊したりするローファームも存在しない。今後は、各ローファームにおいて公益活動を継続的に行うための制度的サポートが拡充されるとともに、公益活動に力を入れる日本のローファームが正に評価されることを期待したい。

7) 大型のローファームにおいては、クライアントに報酬を請求できる時間数として一定時間のノルマが定められ、時間数の寡多が報酬に影響することが多い。プロボノ活動については、クライアントには請求しないが、ノルマ達成との関係では活動時間に算入されるという意味である。

8) ウ・ユク「ローファームの公益活動の現況と課題」(2016年11月7日付ローファーム公益活動セミナー資料集収録)。

9) 2016年12月末時点で167人余りの弁護士が7つの分科委員会に所属している。

10) 常勤弁護士及び事務職員は、東泉により雇用されているが、東泉のオフィスは太平洋と同じ建物内にある。